

湾外避難(早期避難)勧告解除

令和6年8月30日
(01:00発表)

関係各位

第六管区海上保安本部長
第七管区海上保安本部長

台風10号接近に伴い、海上交通安全法第32条第2項及び港則法第48条第1項の規定に基づき、瀬戸内海西部海域内に発出していた湾外避難勧告については、

令和6年8月30日(01:00)

をもって解除する。

ただし、港則法適用港には、港長が港則法第39条第4項に基づく港外への避難勧告を継続している場合があるので、これに従うこと。